

変更前仕様

同一の原産地コード、同一の自由貿易協定であっても、原産地(申告)種別(原産地証明書識別先頭2桁)が異なる場合は、少額の自由貿易協定扱いの限度額チェックにおける課税価格の合算対象としない。

変更後仕様

同一の原産地コード、同一の自由貿易協定であれば、異なる原産地(申告)種別であっても、税関により原産地(申告)種別が同一の自由貿易協定としてシステムに登録されている場合、少額の自由貿易協定扱いの限度額チェックにおける課税価格の合算対象とする。

少額の自由貿易協定扱いにおける課税価格の合計チェック条件

<変更前>

- ①自由貿易協定税率適用
- ②原産地コードが一致
- ③原産地(申告)種別が一致

<変更後>

- ①自由貿易協定税率適用
- ②原産地コードが一致
- ③以下のいずれかを満たすこと
 - ・原産地(申告)種別が一致
 - ・原産地(申告)種別が不一致であっても、税関により原産地(申告)種別が同一の自由貿易協定としてシステムに登録されている場合

例

申告欄	課税価格	原産地	原産地証明書識別
1欄目	¥150,000	カナダ(CA)	TPP11 (TPO5)
2欄目	¥150,000	カナダ(CA)	TPP11 (1EO5)

●少額の自由貿易協定扱いにおいて、同一の原産地コード、同一の自由貿易協定、異なる原産地(申告)種別である場合
 【変更前】原産地(申告)種別が異なるため、同一の自由貿易協定として判別されず、チェックが行われなかったため、エラーとならない。
 【変更後】原産地(申告)種別が異なるが、同一の自由貿易協定として判別されるため、チェックが行われ、エラーとなる。

※ 関税制度に関する質問等につきましては税関へお問い合わせください。